

一般職の職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第15号

一般職の職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則
一般職の職員の初任給調整手当支給規則（平成14年函館市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中	を	310,000円	310,800円	に改める。
		306,700円	307,500円	
		303,400円	304,200円	
		300,100円	300,900円	
		296,800円	297,600円	
		293,500円	294,300円	
		281,500円	283,300円	
		268,000円	271,300円	
		254,500円	258,800円	
		241,000円	246,300円	
		227,500円	233,800円	
		210,500円	218,300円	
		193,500円	202,800円	
		176,500円	187,300円	
		159,500円	171,800円	
		142,000円	155,300円	
		124,500円	138,800円	
		107,000円	122,300円	
		87,000円	104,300円	
		67,000円	86,300円	
47,800円	68,300円			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。